

はじめに

本県では、平成17年から、家庭・地域・学校が相互に支え合いながら強い絆で協働し、子供を育てる仕組みづくりを目的とした「みやぎの協働教育」を県の施策として推進してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、本県に未曾有の被害をもたらしましたが、学校等での避難所運営や被災地における地域住民のネットワーク構築、コミュニティ再生に当たって、本施策の重要性が再認識され、さらに取組の充実を図ってきたところです。

平成27年12月、中央教育審議会において、「新しい教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」がとりまとめられ、「地域学校協働活動」の推進と「地域学校協働本部」を整備することが提言されました。

このことを受け、平成29年3月に県教育委員会が策定した「第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み、復興から未来の創造へ～」の基本方向の一つに、「家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり」を掲げ、「地域と学校が連携・協働のもと、一体となって子供を育む『地域学校協働活動』の推進と、活動を支える『地域学校協働本部』の組織化」を重点的取組として進めることとしました。

また、施策を具現化する具体的な県事業として、「協働教育推進総合事業」を実施し、各市町村における地域と学校の連携・協働体制の一層の強化と取組の促進を図っているところです。

本冊子は、「みやぎの協働教育」により、各市町村が実施してきた地域と学校が連携・協働した活動及び推進組織を、「地域学校協働活動」へ、そして「地域学校協働本部」へと充実・発展させていくための一助として作成いたしました。

ぜひ御活用いただき、それぞれの市町村に応じた、地域と学校が連携・協働した特色ある活動の充実と安定的・継続的な組織体制の整備が推進されますことを期待しております。

平成29年〇月

宮城県教育委員会
教育長 高橋 仁

1 地域学校協働活動について

(1) 地域学校協働活動とは

地域と学校が連携・協働して、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い地域住民の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する活動です。

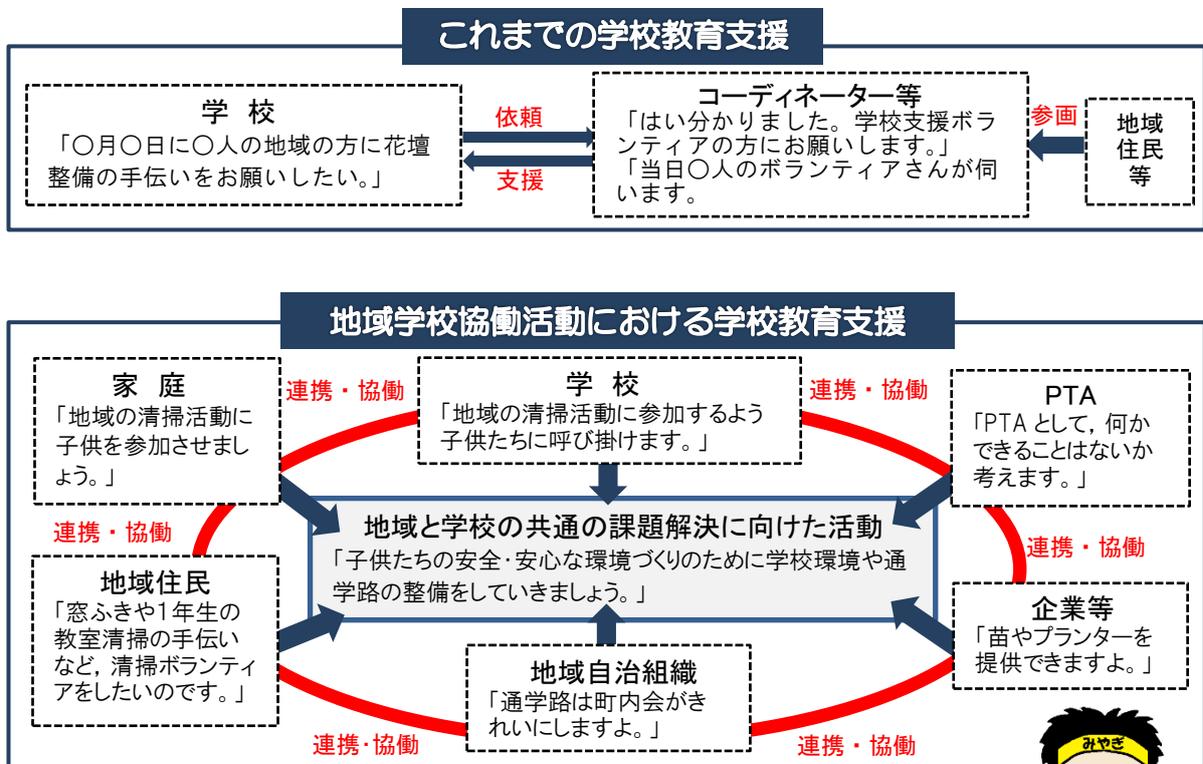
子供、学校、地域それぞれに対する効果として、子供たちの社会貢献意識、地域への愛着形成、コミュニケーション及び学力の向上、学校の先生方の地域・社会への理解促進、活動を通じた地域の課題解決や活性化などが期待できます。

(2) これまでの「みやぎの協働教育」における活動との違い

地域学校協働活動は、地域が学校・子供たちを「支援」という一方向の関係だけでなく、地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、活動を通して子供たちとともに地域の大人も学び合い、つながりを深めていくことが大切とされています。

地域と学校が連携・協働するためには、互いに膝を突き合わせて意見を出し合い、学び合うことが必要です。その過程で、将来の地域づくりを担う子供たちの成長に対する責任や役割を家庭や地域と学校で分かち合うことにつながります。

〈「支援」から「連携・協働」へのイメージ —学校等の環境美化の例—〉



なるほど！ 活動を通して様々な地域の方々がつながるんだね。

(3) 地域学校協働活動の効果

① 子供たちにおける効果

- 多様な地域住民等とのふれあいを通じて、子供たちの**学びや体験活動が充実**します。
- 地域に根ざした活動を地域住民の方々の参画を得ながら実施することで、子供たちの**ふるさとの理解と愛着、地域の担い手としての自覚**が高まります。
- 地域の課題を多様な方々と共に解決するといった経験を積むことで、子供たちの**コミュニケーション能力、自ら課題を解決しようとする資質や能力**が高まります。
- 活動を通じて子供たちが信頼できる大人と多くの関わりを持ち、愛情を注がれることにより、**自己肯定感や他人を思いやる心**など、豊かな心が育まれます。

② 学校における効果

- 活動を通して、地域の中に、学校の教育活動に対する理解者、支援者が増えます。
- 地域資源を生かした効果的な授業づくりが進むとともに、「**地域に開かれた教育課程**」への**具現化**が図られます。
- 各種ボランティアが組織化されることで、教員等の異動にかかわらず、**継続的な学校支援体制**が整います。
- 教員自身が地域の人々との関わりを通じ、地域の一員としての自覚や責任感を認識するとともに、教育者としての意欲が高まり、豊かな指導力の発揮につながります。

③ 地域における効果

- 自らの知識や技能、学びの成果が子供たちの教育の場で生かされることで、**地域住民等の生きがいや自己実現の機会**がつけられます。
- 子供たちを含めた地域住民の参画による地域課題の解決につながる活動を通して、**地域づくりの担い手が育成**されるとともに、地域の教育力が向上します。
- 子供たちの学びを核として、地域住民同士がつながり、地域に緩やかなネットワークが構築され、**地域コミュニティ再生**につながります。

こんなに効果があるのなら、さっそく取りかかろう！



必要なことは分かったけれど、何から始めればいいんだろう。

2 地域学校協働本部について

(1) 地域学校協働本部とは

これまでの「みやぎの協働教育」の推進により各市町村において整備されてきた**既存の推進組織を基盤**として、より多くのより幅広い層の地域住民、団体等の参画による**緩やかなネットワーク**であり、地域学校協働活動を推進する体制です。

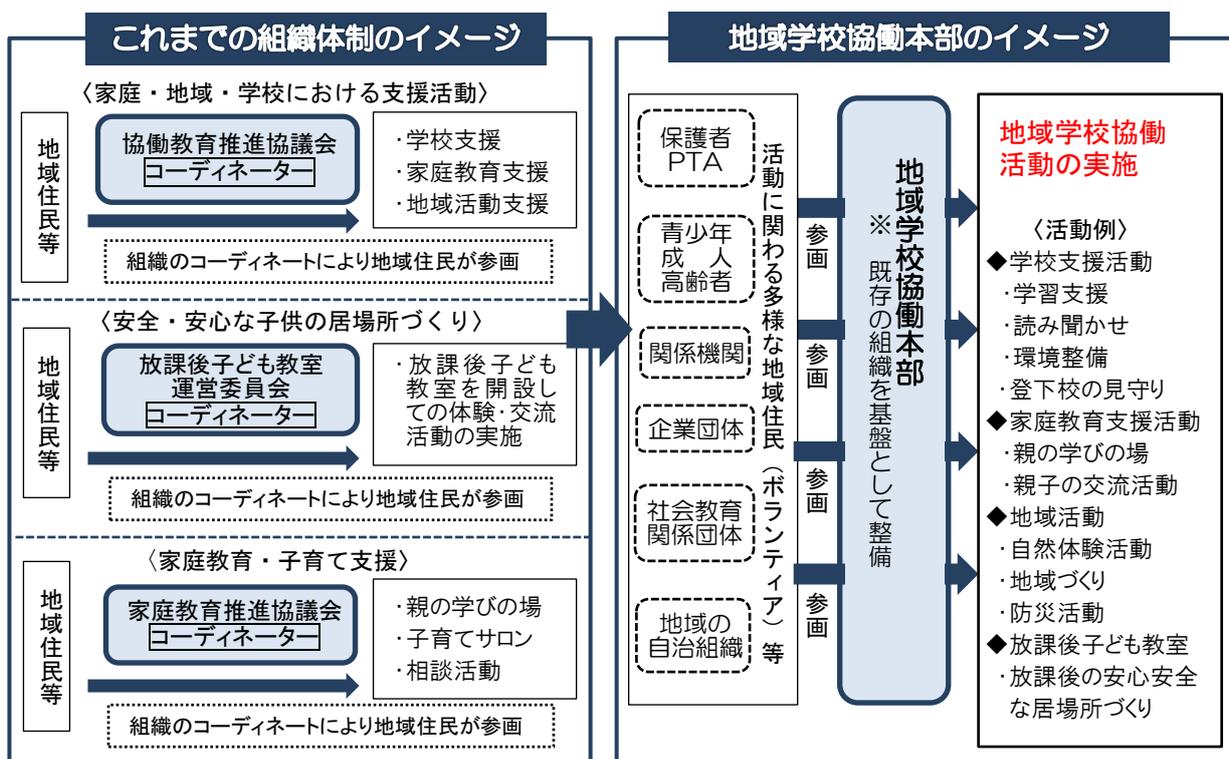
(2) これまでの「みやぎの協働教育」における推進組織との違い

文部科学省では、地域学校協働本部の整備に当たり、地域による学校の「**支援**」から、地域と学校双方向の「**連携・協働**」を推進し、「**個別**」の活動から「**総合化・ネットワーク化**」へと発展させていくことを前提とし、下記を必須とする3要素として示しています。

- ① **コーディネート機能**
- ② **多様な活動** (幅広い、より多くの地域住民等の参画による多様な活動)
- ③ **継続的な活動** (地域学校協働活動の継続的・安定的実施)

多くの市町村においては、「みやぎの協働教育」の推進により、コーディネート機能を有する様々な推進組織が設置され、多様で継続的な活動が実施されてきました。つまり、方向性としては、国と県での大きな違いはありません。

ただし、事業毎に推進組織が整備されている現状にあり、今後は、地域と学校の連携・協働を推進する多様な**既存の組織を統合**し、**コーディネート機能をさらに充実**させることで、地域学校協働本部へと発展させることができます。



(3) 地域学校協働本部の設置

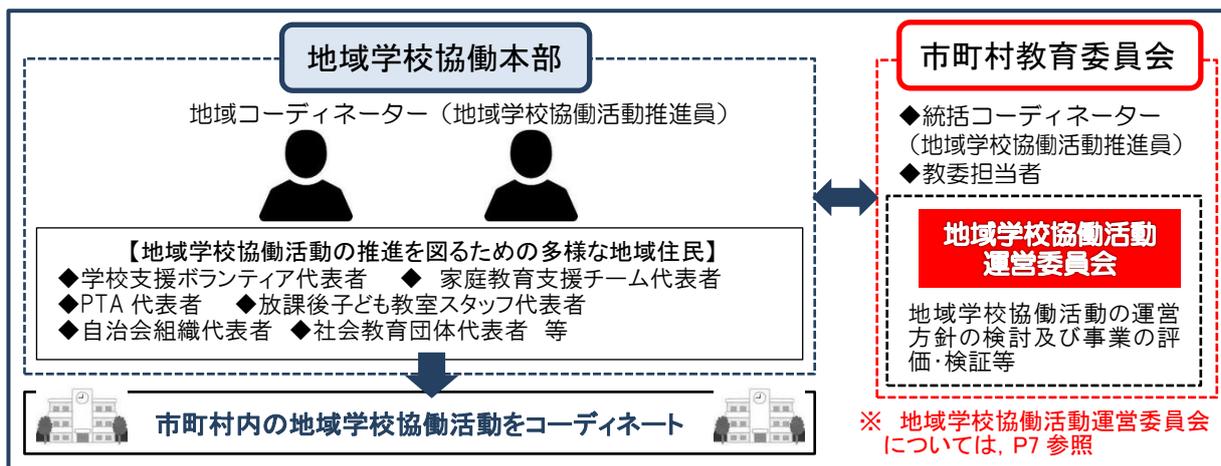
地域学校協働活動の組織化については、市町村教育委員会が学校と協議しながら、既存の組織を基盤とし、市町村の実情に応じて進めます。

本部を市町村に1つ、中学校区毎あるいは学区毎に設置するかについては、自治体や学校規模等を考慮しながら、活動しやすい体制を整えます。

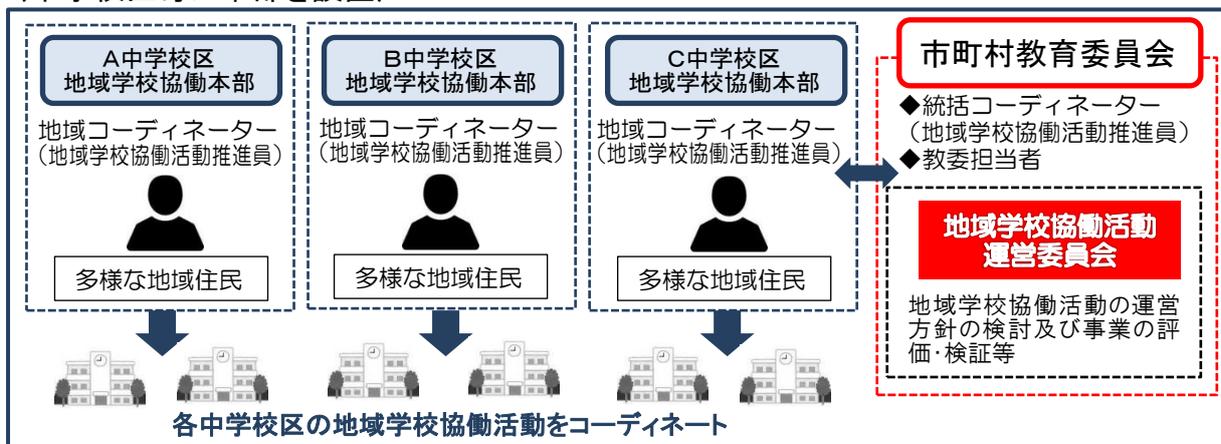


私の町はどの形がいいから

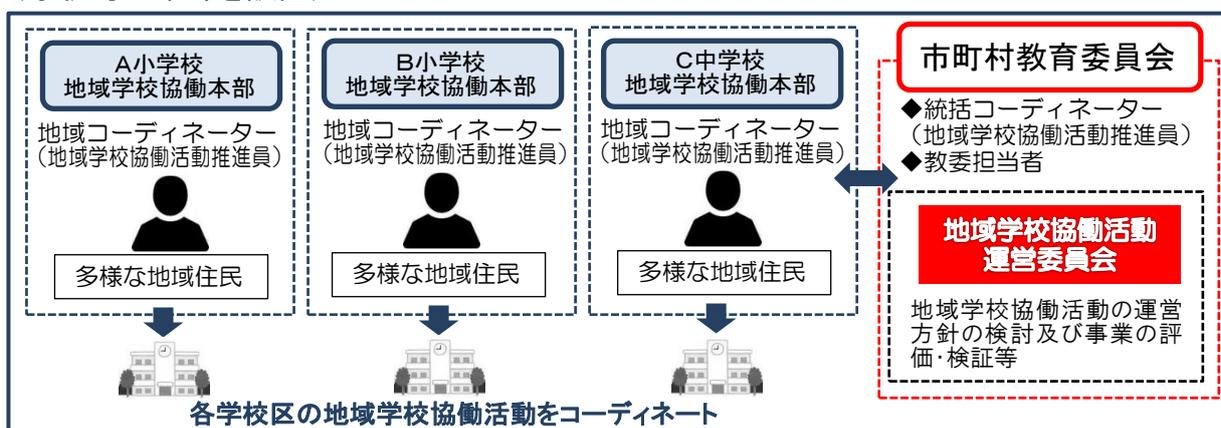
〈自治体に1つの本部を設置〉



〈中学校区毎に本部を設置〉



〈学校毎に本部を設置〉



(4) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との連携

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「**地域とともにある学校づくり**」を進める法律（※ 地方教育行政法第47条の6）に基づいた仕組みです。

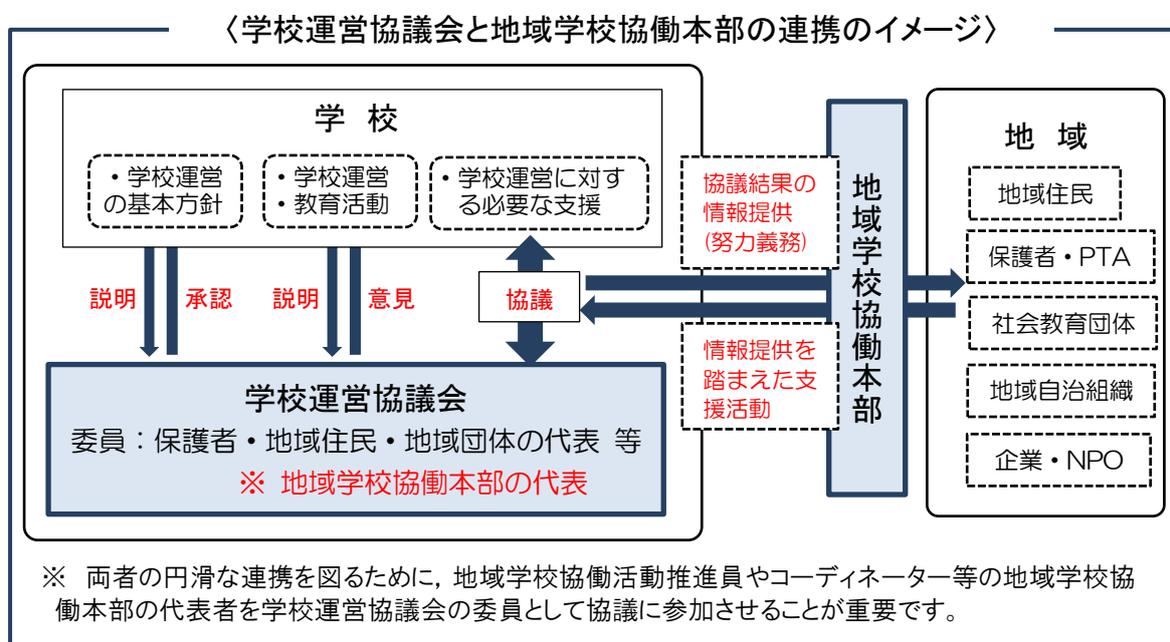
コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、主に次のような役割を担うとされています。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見が述べることができる。

これらを通じて、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする**保護者や地域住民の当事者意識**が高まり、「地域とともにある学校づくり」を継続的・持続的に推進することができるとされています。

「地域とともにある学校づくり」を効果的に進めるためには、学校に学校運営協議会、地域に地域学校協働本部が設置され、**両輪となって、地域と学校との連携・協働を推進**していくことが必要です。

同協議会における学校の教育ビジョンや子供たちの学習に対する支援、学習環境の整備等の諸課題を学校と地域が共有し、地域学校協働活動につなげることで、「地域とともにある学校づくり」がさらに効果的に進みます。



※ 地教行法第47条の6

※ P35 8 参考情報 (2)

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。(略)

➡ **努力義務**

3 地域学校協働活動の推進体制の整備に向けて

(1) 推進体制の整備に向けた役割

① 市町村教育委員会の役割

市町村教育委員会は、市町村全体における地域学校協働活動の推進を図る、**運営委員会等の推進組織**（以下「運営委員会」という。）を設置します。

※ 新たな組織を設置するのではなく、「協働教育プラットフォーム事業」において各市町村で設置された「評価・検証委員会」を発展させることも考えられます。

運営委員会においては、下記に示したような地域学校協働活動の推進に係る内容について検討します。

運営委員会の構成員については、行政関係者（教育委員会、福祉部局やまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等が考えられますが、それぞれの市町村の特色や実情を踏まえて、幅広い地域住民の参画が期待されます。

市町村教育委員会は、検討内容を施策に反映させながら、地域学校協働活動の推進及び地域学校協働本部の組織化を進めます。

〈運営委員会での検討内容(例)〉

- 地域学校協働活動の推進についての市町村教育振興基本計画等への位置付け
- **地域学校協働本部の設置**と活動場所の確保
- **統括コーディネーター、地域コーディネーターの配置**
- **地域学校協働活動推進員の委嘱** ※ P32 7 参考資料 (5)
- **地域学校協働活動事業の評価・検証**
- コーディネーターやボランティア、教職員等の研修機会の確保と内容の充実
- 地域住民や保護者等の参画の促進
- 地域住民及び地域団体、企業、関係機関等のネットワーク化の促進
- 安全・安心な活動のための危機・安全管理、個人情報管理対策 ※ P33 7 参考資料 (6)
- 首長部局(保健福祉課・まちづくり推進課等)と連携・協働した施策の策定・実施
- 地域学校協働活動の普及・振興に向けた取組事例の収集と発信
- 学校や公民館等の社会教育施設における交流の場の設置促進 等



話し合う内容がたくさんあるね。とても全部できそうにないわ。



市町村の実情に応じて、できるところからでいいそうだよ。

② 学校の役割

地域との連携・協働体制の強化を図るために、学校の役割として、次のようなことが必要です。

- 地域との明確な窓口となる「**地域連携担当**」の校務分掌への位置付け
- 地域住民と連携・協働した教育活動の**教育計画への位置付け**
- 地域との連携・協働の必要性和意義について学ぶ研修会の実施
- コーディネーターやボランティア等の地域住民を受け入れる体制づくり
- 余裕教室を活用した、コーディネーターやボランティア等の地域住民の方々と教職員が自由に情報交換できる「**交流の場**」の設置

— こんな声があります —

- ・ 「学校にお願いがひとつだけあります。4月の早いうちに、先生方や子供たちの前で『この人がコーディネーターさんだよ』と紹介していただく場をつくってください。」 (コーディネーターさんから)
- ・ 「学校の余裕教室に、コーディネーターの部屋をつくっていただきました。在室中にいろいろ先生方に声を掛けていただき、そこでの情報交換はコーディネートにたいへん役立ちました。」 (コーディネーターさんから)
- ・ 「学校に対して支援したいことがたくさんあります。でも学校で当初の計画にないことを実行するのは難しいようです。活動につながりません。」 (ボランティアさんから)
- ・ 「学校と連携・協働した活動を実施するために学校に行って相談したいが、学校はなかなか敷居が高くて……。誰に相談していいかも分からないし……。」 (公民館職員さんから)

③ 家庭・地域の役割

市町村教育委員会及び学校は、地域学校協働活動の推進に必要な役割として、次のようなことを、家庭や地域に呼びかけましょう。

〈家庭では〉

- **学校以外の学びの場は、社会との接点をもつ重要な機会**です。お子様を積極的に参加させましょう。
- 御家庭の皆様も地域の活動に積極的に参加し、地域の課題解決に主体的に関わる姿をお子様に見せましょう。
- お子様も地域の活動に参加した際は、成長を認め、励ましましょう。

〈地域では〉

- 地域が一体となって子供たちの成長を支えるために、できるところから「地域学校協働活動」に参画しましょう。
- 地域団体等は、「学校との連携・協働」や「地域学校協働活動の推進支援」を団体の活動目標等に取り入れましょう。
- 地域で行われる様々な地域活動に子供たちを参画させましょう。
子供たちは、大人とともに地域をつくる力強いパートナーです。



行政・学校・地域・家庭が同じ方向で進むことが大切なのですね。

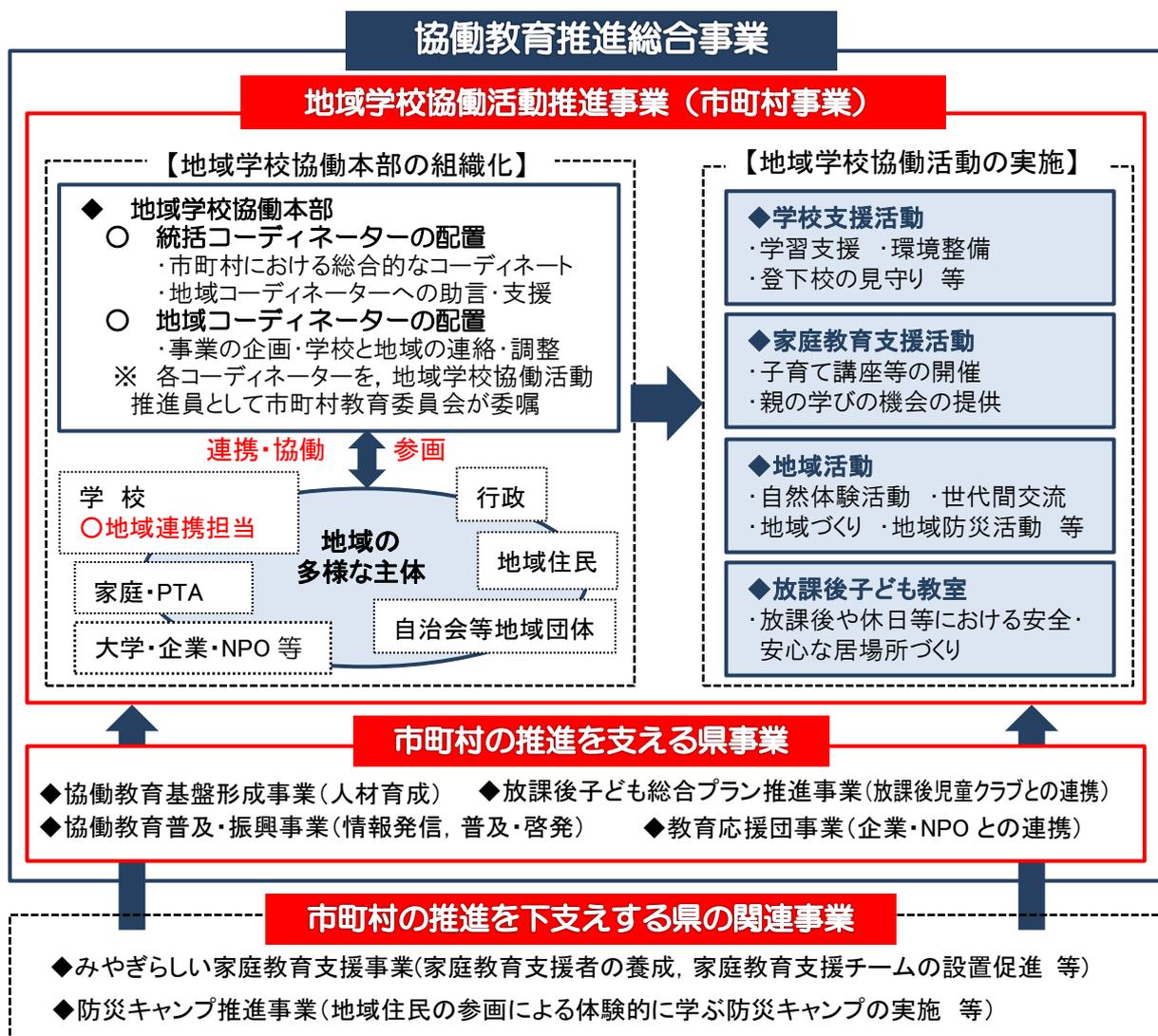
④ 県教育委員会の役割

県は、市町村における地域学校協働活動の推進と地域学校協働本部の組織化を支えるために、次のことに取り組みます。

- 県全体の推進方策、評価・検証等について検討する協議会の設置
- 推進役となる人材の育成・資質向上を図る研修会の実施

- ・地域学校協働活動推進員
 - ・地域コーディネーター
 - ・ボランティア
 - ・統括コーディネーター
 - ・子育てサポーター、サポーターリーダー
 - ・地域連携担当
 - ・市町村担当者 等
- 地域や学校等への普及・啓発
- 活動の改善に向けた取組のフォローアップ、先進事例の発信
- 地域学校協働本部の組織化に向けた市町村支援
- 地域学校協働活動推進のための市町村への財政的支援

この取組を進める具体的な県の事業が下記の「協働教育推進総合事業」です。



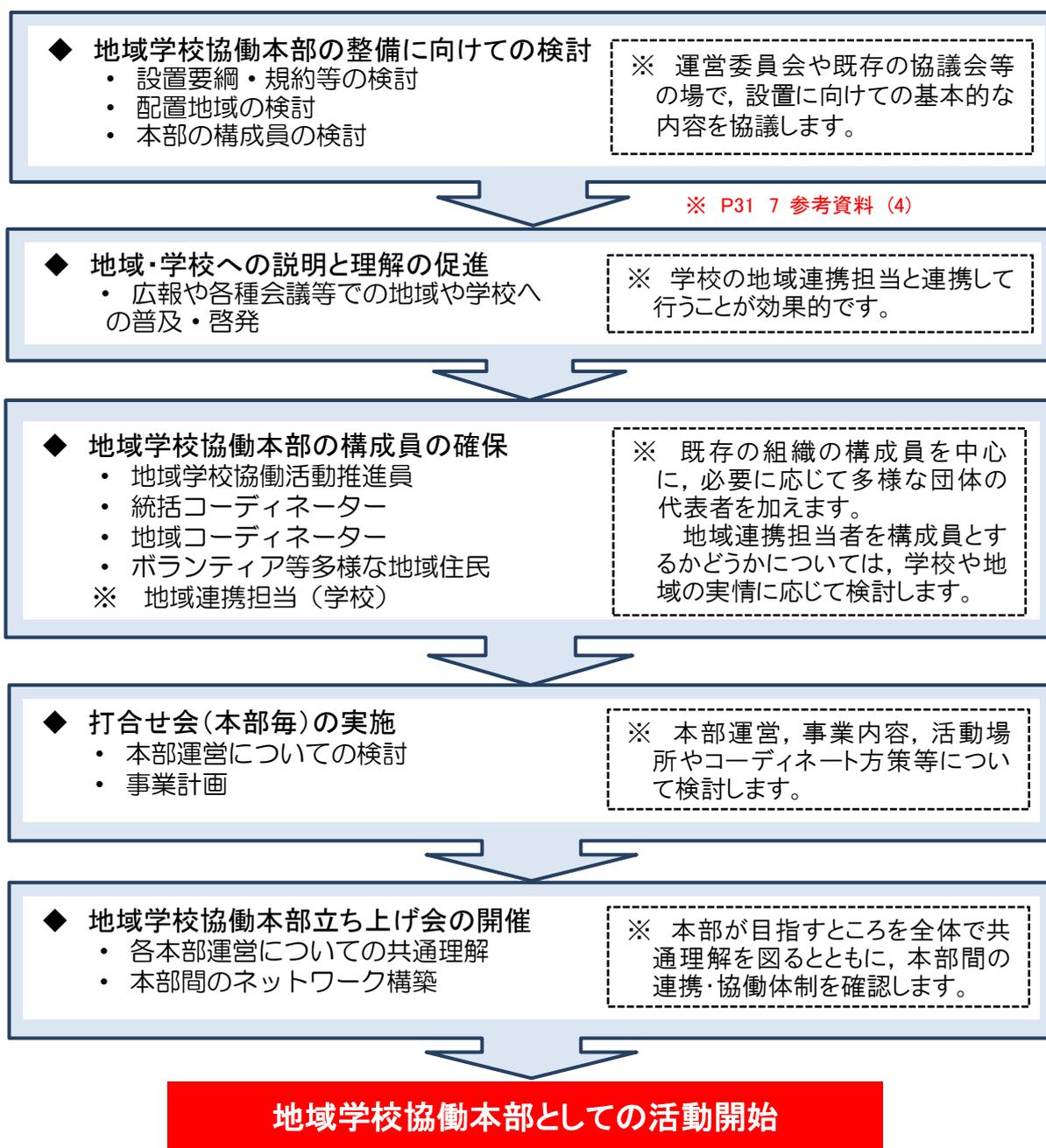
(2) 地域学校協働本部の立ち上げ

① 市町村全体として、組織的に立ち上げる場合

地域学校協働本部については、各市町村の実情に応じて、組織編成や構成員を工夫しながら立ち上げていくこととなりますが、市町村の教育施策の方針として組織的に立ち上げる場合には、次のようなプロセスが考えられます。

基本的には、**市町村教育委員会が主体**となり、**運営委員会等で方向性を検討**しながら計画的に進めます。

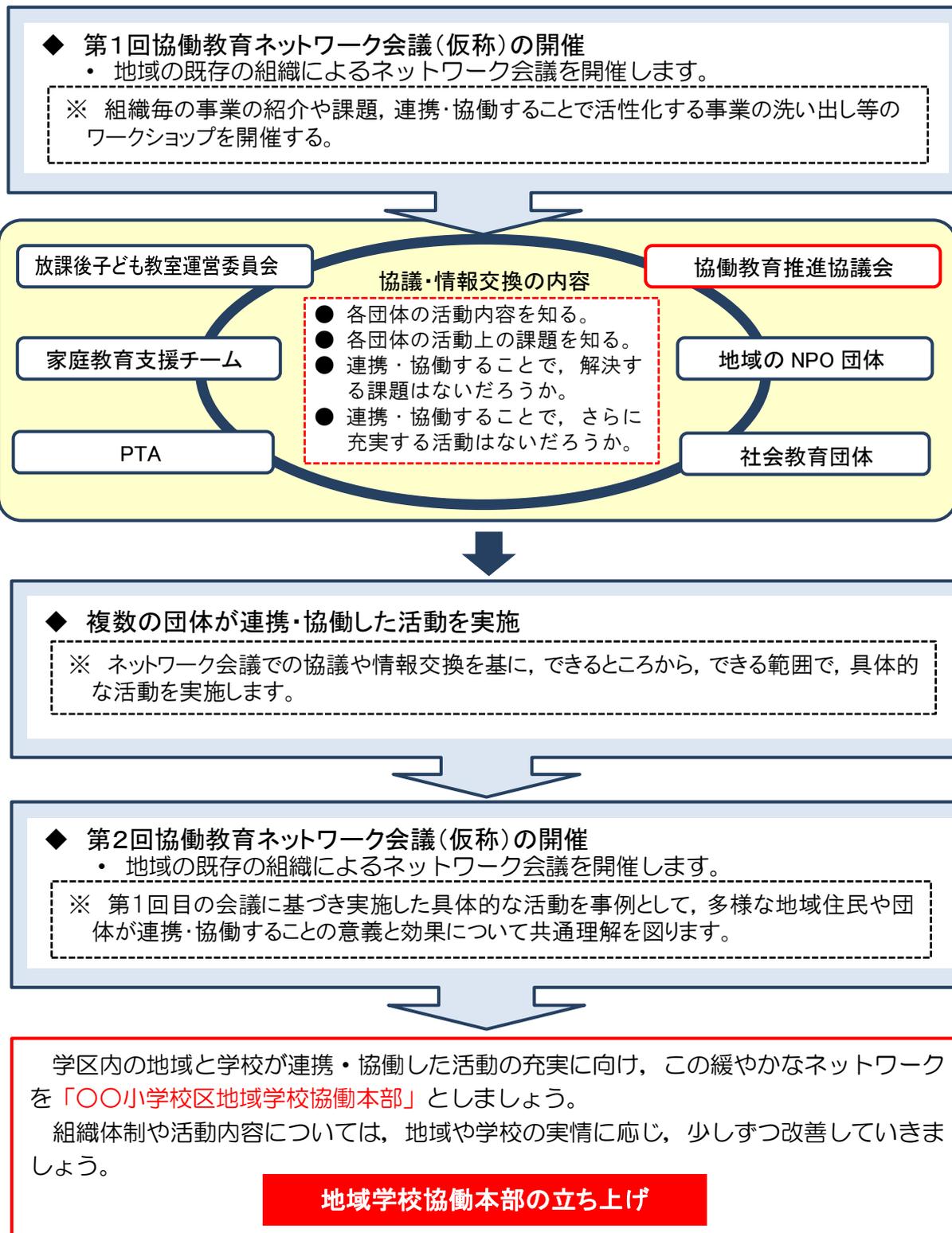
立ち上げのプロセス(例ーその1)



② 既存の組織を基盤として、徐々に移行する場合

これまで、各地域において継続されてきた活動や組織を生かしながら、できることから、できる範囲で**徐々に地域学校協働本部へと移行**していく方法も考えられます。

立ち上げのプロセス(例ーその2)



(3) 地域学校協働本部の核となる構成員について

統括コーディネーターや地域コーディネーター、必要に応じて地域連携担当が、地域学校協働本部の核となります。

また、経験が豊富なコーディネーターや地域学校協働活動の推進役としてふさわしい方を地域学校協働活動推進員として委嘱することもできます。それぞれの立場や担う役割等理解しながら、地域の実情に応じて配置を進めましょう。

【地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引（文部科学省）】

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/H29kikaku/>

H29chiikigakkoukyoudoukatudousuisinninnisyokunotebiki.pdf

◆ 地域学校協働活動推進員

社会教育法が改正され、「**教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱できる**」とされました。 ※ P32 8 参考情報 (1)

文部科学省の「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」では、その役割や資質・能力、候補となる人材について、次のように示しています。

地域学校協働活動の効果的な推進を図るため、各市町村教育委員会において、地域学校協働活動推進員の委嘱を積極的に進めることが必要です。

地域学校協働活動推進員の役割

- 地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- 学校や地域住民、企業・団体・機関等の関係者との連絡・調整
- 地域ボランティアの募集・確保
- 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- 地域住民への情報提供・助言・活動促進 等

地域学校協働活動推進員に望まれる資質・能力

- 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する方
- 地域学校協働活動への深い関心と理解がある方
- 地域の住民、団体、機関等の関係者を良く理解している方
- 学校の実情や教育方針への理解がある方
- 地域住民や学校、行政関係者等と協力して活動を円滑に進めることができるコミュニケーション能力があり、関係者を説得し、人を動かす力のある方
- 地域課題についての問題提起、整理、解決先の構築等を仲間と共に進めることができるファシリテート能力にたけている方 等

地域学校協働活動推進員の候補となる人材

- これまでのコーディネーターやその経験者
- 地域と学校の連携・協働した活動に地域ボランティアとして活動している方
- PTAの役員、PTA活動の経験者
- 退職した校長や教職員
- 自治会、青年会等の地域関係団体の関係者
- 地域や学校の特色や実情を理解する企業、NPO団体等の関係者 等

◆ 統括コーディネーター

複数いる地域コーディネーターを統括し、支援や助言しながら、地域の実情に応じた**地域学校協働活動を推進する全体的な調整役**です。

役割としては、次のような内容が考えられます。

統括コーディネーターの役割

- 地域全体の地域学校協働活動等の企画・調整
- 地域コーディネーター同士のネットワークづくり
- 地域コーディネーターの発掘・人材確保
- 地域コーディネーターの資質向上を図る研修
- 地域学校協働活動に関する事例の収集・情報提供
- 各地域の地域学校協働活動の充実・活性化に向けた働き掛け

◆ 地域コーディネーター

学校単位、あるいは中学校区単位に配置され、実際に**活動をコーディネート**する役割を担います。

学校のニーズや地域住民の思いを拾い集め、地域住民の参画を得ながら活動へと結び付けます。

役割としては、次のような内容が考えられます。

地域コーディネーターの役割

- ニーズや思いの把握
 - ・ 地域での各種会合や活動、イベント等への参加を通じた地域住民の声の拾い集め
 - ・ 定期的な学校訪問及び、地域連携担当との情報交換
- ニーズの調整及びマッチング、活動実践
 - ・ 学校からのニーズ調整及び学校や地域へのボランティアの紹介
 - ・ 活動実施に向けての地域連携担当等との打合せ
 - ・ ボランティアからの思いを具現化した活動実践
- 活動に関わる情報の収集・発信
 - ・ 教職員や保護者・地域への活動の様子の発信
 - ・ 教職員や保護者への行政や企業、NPO等が主催する地域イベント情報の発信
 - ・ ボランティア等、活動に参画する思いのある地域住民の発掘
 - ・ 活動に参画する思いのある地域団体とのネットワーク構築
- 活動等の提案
 - ・ 幅広い地域住民が参画できる活動の企画・提案
 - ・ 地域と学校がつながることで成果が期待できる活動の洗い出しと提案

活動の推進に当たっては、コーディネーターさんが大きな役割を担っています。



◆ 地域連携担当（学校）

地域連携担当は、学校において地域学校協働活動を推進します。**地域学校協働本部と連携する学校側の窓口**となりますが、場合によっては、地域学校協働本部の構成員に含めることも考えられます。

推進に当たっては、教頭と役割分担を明確にし、連携しながら取り組む必要があります。

地域連携担当の職務(例)

- 地域と連携・協働した教育活動の総合調整
 - ・ 計画の作成及び改善（目標・活動計画等） ※ P29 7 参考資料（2）
 - ・ 年間指導計画への位置付け
 - ・ 地域と学校の連携・協働についての校内研修の企画・運営
- 連絡・調整や情報収集・発信
 - ・ 学校からの地域との連携・協働に関する情報発信と地域の情報収集
 - ・ 地域との連携・協働に関する研修会への参加と校内における伝講
 - ・ コーディネーターとの連絡・調整
 - ・ 地域団体やボランティア等との連絡・調整
 - ・ 教育事務所・市町村教育委員会・公民館等との連絡窓口
- 地域と連携・協働した教育活動の実践と評価
 - ・ 校内での効果的な活動に向けた支援
 - ・ 学校から地域に向けた活動への支援
 - ・ 計画や活動内容等についての評価と次年度に向けた改善

〈地域と連携・協働を進めるためのポイント〉

- ★ **本当に必要なニーズ**を集約しましょう。
- ★ **「よかった」「またお願いしたい」という活動や支援**を集約しましょう。
- ★ 効率的・効果的な連絡・調整方法を工夫しましょう。
 - ・ 依頼書の工夫
 - ・ ボランティア掲示板の活用
- ★ **コーディネーターさんとの良好な関係づくり**に努めましょう。
- ★ 校内にボランティアさん等の地域住民が交流できる場やコーディネーターの活動場所を確保しましょう。
- ★ 他の学校の地域連携担当や教育事務所・市町村教育委員会の社会教育主事と密接に連携しましょう。頼りになります。
- ★ 地域との連携・協働の意義や必要性、目的を全職員で共有しましょう。
 - ・ 何のために地域とつながるのか。
 - ・ 子供たちや地域にとってどんな効果があるのか。



話し合う内容がたくさんあってとても全部できそうにないわ。



できるところから、少しずつ取り組むことでいいそうだよ。

4 地域学校協働活動への発展に向けて

各市町村においては、これまでも地域と学校が連携・協働しながら、様々な取組を積み上げてきました。

その取組を継続しつつ、地域や学校の実情に応じ、下記の**3つのポイント**を踏まえ、**活動の内容を改善**していくことで、地域学校協働活動へと発展していきます。

地域学校協働活動のポイント

- 目標やビジョンの共有
- 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ
- 個別の活動から総合化・ネットワーク化

(1) 目標やビジョンの共有

目標やビジョンを地域と学校が共有することの意味は、**教育責任を双方で分担**するということです。

これまでは、学校の教育目標や学習の目標を具現化するために、地域の方々の力を活用するというスタンスでの支援が主でした。

目標やビジョンを共有することで、地域住民も、**子供たちの成長を支える当事者として主体的に関わる**ようになります。

このことを意識しながら、活動に向けた会議や打合せの内容を工夫しましょう。

宮城県としての共通の目標は、「**協働力**」の育成

- 主体的に考える態度
- 他者を理解する態度
- コミュニケーション力
- 協調的な問題解決力
- 参画意欲

※ P38 8 参考情報 (5)

実践例① 地域と学校の連携・協働に向けたワークショップの開催

年度当初に、教職員とコーディネーター及びボランティアの代表を主な参加者としたワークショップを開催する。

※ P28 7 参考資料 (1)

〈ワークショップの流れ〉

- ・ 学校や子供、地域の課題を共有する。
- ・ どんな子供たちを育てたいか、どんな地域づくりを目指すか。
- ・ 地域は学校にどんなことができるか、どんなことがしたいか。
- ・ 学校は地域に対してどんなことができるか。
- ・ これからいっしょにできることはないか。

※ 学校の地域連携担当がファシリテーター役となり、教員とコーディネーターやボランティアが自由に意見を交換できる場をつくる。

学校や地域の課題、子供たちの成長に向けての共通の目標を広く周知

課題や目標を踏まえて、各活動を改善

課題や目標を反映した活動の実施

実践例② 放課後子ども教室の活動計画立案

学校の思いと教室に関わるスタッフの思いをつなぎ合わせて、放課後子ども教室の活動計画を立案する。

〈コーディネーターが聞き取った「学校側の思い」〉 〈コーディネーターが聞き取った「スタッフの思い」〉

- ・ やさしい子
- ・ 誰とでも仲良く遊べる子
- ・ 地域を愛する子
- ・ 地域でしっかりあいさつできる子
- ・ 整理整頓がしっかりできる子

- ・ 思いやりのある子
- ・ 学力の向上
- ・ ゲーム以外の多様な体験
- ・ 元気にあいさつできる子
- ・ 自分の言葉でしっかり話せる子

〈教室スタッフで活動方針を決める〉

- 教室の始まりと終わりのあいさつをしっかりさせます。
- 靴並べや荷物の整理整頓をしっかりさせます。
- 学校の宿題や自主学習に集中して取り組ませます。
- 地域の方を講師に、地域ならではの多様な体験活動を実施します。
- 友だちと協力して取り組む活動を積極的に取り入れます。
- 異年齢のグループ活動を積極的に取り入れます。
- 活動の終わりには、必ず感想を発表させます。

活動方針を踏まえ、活動計画を立案

学校と放課後子ども教室が同じ方向性で子供たちを育成

実践例③ 学校支援ボランティア打合せ簿の改善による目標の共有

学校側が子供たちに身に付けさせたい力を記入し、コーディネーター等がそれを受けて、支援に当たって留意すべき点等を記入するといった形式に改善することで、目指す子供の姿や学習の目標を共有する。 ※ P30 7 参考資料 (3)

〈これまでの打合せ簿〉

学校支援ボランティア打合せ簿	
支援日	平成29年9月8日
支援時間	3校時 10:45~11:30
支援対象	5年1組(24名)
支援場所	5年1組教室
支援内容	家庭科の学習支援 ミシン針のつけ方、はずし方、 直線縫いの練習の補助
支援者	4名 ○○○○・○○○○ ○○○○・○○○○
役割分担	班毎に1名の支援者 1班 ○○○○ 2班 ○○○○ 3班 ○○○○ 4班 ○○○○

学校側が記入

学校側の目標を受け、コーディネーターがボランティアと相談しながら記入

〈改善する打合せ簿〉

学校支援ボランティア打合せ簿	
支援日	平成29年9月8日
支援時間	3校時 10:45~11:30
支援対象	5年1組(24名)
支援場所	5年1組教室
支援内容	家庭科の学習支援 ミシン針のつけ方、はずし方、 直線縫いの練習の補助
身に付けさせたい力	・ミシン針をつけたり、はずしたりできる。 ・ミシンでの直線縫いができる。
支援に当たって	・子供たちにできるだけ自力解決させる。 ・手を添えるなどの支援はできるだけ最小限にし、子供たちの作業を認め、励ます。
支援者	4名 ○○○○・○○○○ ○○○○・○○○○
役割分担	班毎に1名の支援者 1班 ○○○○ 2班 ○○○○ 3班 ○○○○ 4班 ○○○○

子供たちに身に付けさせたい力を共有した支援

(2) 一方向の「支援」から双方向の「連携・協働」へ

地域住民が学校の教育活動を支援するという一方向の支援活動で終わらせるのではなく、**子供たちから地域等への支援**という方向の活動へと発展させることで、地域学校協働活動の視点となる双方向の「連携・協働」の取組につながります。

さらに、地域課題の解決に向けた活動において、「**子供たちの力を生かす**」、「**子供たちを参画させる**」といった視点で改善を図ることで、これからの地域づくりの担い手としての子供たちの育成につながります。

実践例① 学校支援の成果を地域に還元

ボランティアの学習支援による子供たちの学びの成果を、学校内だけに留めず、積極的に地域へ発信する。

〈地域から学校へ〉

総合的な学習の時間において、地域のボランティアが子供たちに地元の踊りを指導し、子供たちが学芸会で発表

〈学校から地域へ〉

学芸会の発表で自信を付けた子供たちが、地域を元気にしたいとの思いから、地域のお祭りで踊りを披露

子供たちの地域活動への参画促進

実践例② 読み聞かせ子供ボランティア(子供たちが支援者に)

子供たちが支援者として、地域の多様な場面で活動を実施する。

読書週間の際に、図書委員会の子供たちに対して、読み聞かせボランティアの方々が読み聞かせの指導を実施

図書委員会の子供たちは、指導されたことを生かして、低学年の教室で読み聞かせの活動を実施

図書委員会の子供たちが、読み聞かせ子供ボランティアとして、隣接する保育所等で読み聞かせを実施

図書委員会の子供たちが、社会教育施設(図書館等)で実施される「読み聞かせ会」に参加し、地域の方々に読み聞かせを披露

子供たちの地域貢献の促進、未来のボランティアの育成

実践例③ 学習の成果を共有

子供たちと地域住民、双方の学びの成果を、学校や社会教育施設を有効に活用して発信する。

公民館の絵手紙サークルの方々の作品を、学校の教育環境の整備の一環で、校舎廊下の掲示スペースに展示 → 地域住民：学習成果の発表の場

興味を持った子供たちを対象に、絵手紙サークルの方々が講師となり、子供絵手紙教室を夏休みに開催 → 地域住民：学習成果を生かす場
→ 子供：地域住民との交流による学びの場

絵手紙教室で作成した子供たちの作品を、公民館の掲示スペースに展示し、地域住民から子供たちの作品へのコメントをいただく。 → 子供：学びに対する意欲付け

学びの成果の共有による地域のつながり

(3) 個別の活動から総合化・ネットワーク化

「みやぎの協働教育」において、県内の各地域では、学校支援活動、家庭教育支援活動、地域活動、放課後子ども教室の運営等、地域住民の参画を得た多様な活動が実施されてきました。

これまでの活動をベースに、**個々の活動を組み合わせたり、活動に関わる人を交流させたりする**ことで、徐々に活動の総合化・ネットワーク化につながります。

実践例① 活動でつながる

実施されている効果的な活動や取組を、対象や場所の枠を超えて、効果が期待される場面に広げる。

〈学校教育支援で〉

読み聞かせボランティアが、毎週、低学年の教室で読み聞かせを実施

〈放課後子ども教室で〉

読み聞かせボランティアが、放課後子ども教室において読み聞かせを実施

〈子育て支援の場で〉

読み聞かせボランティアが、子育て支援活動における親子の交流の場で読み聞かせを実施

〈社会教育事業の場で〉

図書館事業において、読み聞かせボランティアが、地域の多様な方々を対象に読み聞かせ会を開催

活動の広がりによる関係機関や活動に関わる地域住民の新たなつながり

実践例② 人をつながる

活動に関わる支援者を介して、活動を広げ、深めていくことで、新たなつながりや活動が生まる。

環境教育の講師として、地域のボランティアが地域内の複数の学校で支援を実施

講師の提案で、学習のまとめや発表の情報を、支援を受けた複数の学校で共有

各学校で学びの成果やまとめを近隣の公民館に掲示し、地域に情報発信

講師が関わる地域の環境活動において、子供たちの思いを具現化

人を介したつながりによる新たな活動への発展

実践例③ 場所をつながる

学校に設置された交流スペースにおいて、多様な地域住民が情報交換する中で、連携・協働した活動へと発展する。

〈学校の交流スペースにおいて〉

PTA 役員のバザーの打合せとコーディネーター・ボランティアの打合せが同時に実施されていた。



PTA 役員

学校のお祭りのバザーに商品が集まらない。

コーディネーター・ボランティア

それを聞いたコーディネーターさんが…
「婦人会、老人会、商工会、農協等に声を掛けてあげますよ。」



地域の多様な団体から、バザーの商品がたくさん集まる。

当日のお祭りに、たくさんの地域の方々が集まり、活性化する。

自由な情報の交流を通じた活動の充実と発展



なるほど！

これまでの活動や取組を、3つのポイントを意識しながら改善することが大切なんだね。

5 地域学校協働活動の基盤となる活動の充実に向けて

「みやぎの協働教育」の推進により、各市町村においては、「学校支援活動」、「家庭教育支援活動」、「地域活動」に「放課後子ども教室」を加えた4つの取組を柱に、地域の実情に応じた、多様で特色ある活動が実施されてきました。

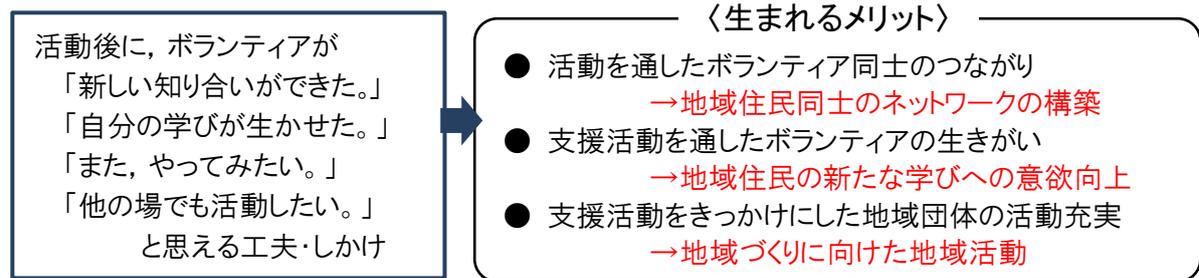
この基盤となる4つの活動を、地域学校協働活動の3つのポイント（※P15）とともに、下記の改善のヒントを踏まえながら、多様で継続的な内容に改善していくことが必要です。

（1）学校支援活動

改善のヒント① 双方にメリットがある支援活動の充実

学校の要請に応じたボランティアによる支援は、学校にとって当然メリットのあるものですが、**支援するボランティアにとってもメリットが生まれる**よう、活動を改善・発展させていくことが大切です。

このことは、**支援活動がボランティアの生きがい・自己実現の場**となり、地域学校協働活動の安定的・継続的な実施につながります。

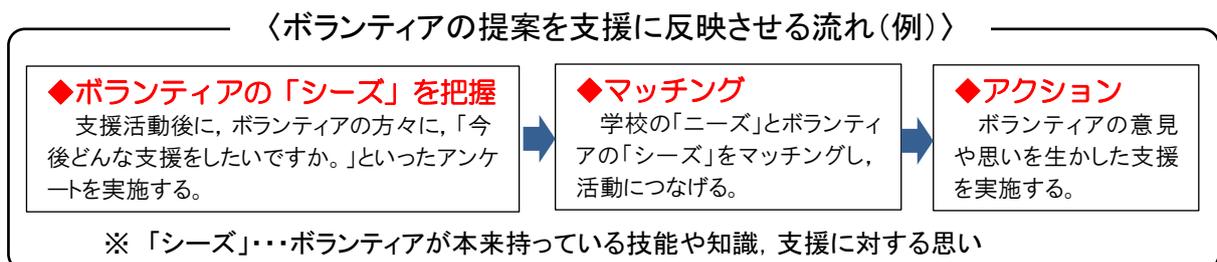


このためには、活動直後に、ボランティア同士がコミュニケーションを図ったり、支援の振り返りをしたりするちょっとした**情報交換の時間と場所**を設けることが有効です。

改善のヒント② ボランティアの提案による支援活動の具現化

学校のニーズに応じた支援も大切な活動ですが、**支援活動を学校における地域住民のボランティアの場**として捉え、学校側の実情に応じて、ボランティアの提案による支援活動を実施することも必要です。

このことは、**ボランティアとして関わる地域住民の主体性・自発性**を育み、活動の充実を図ることにつながります。



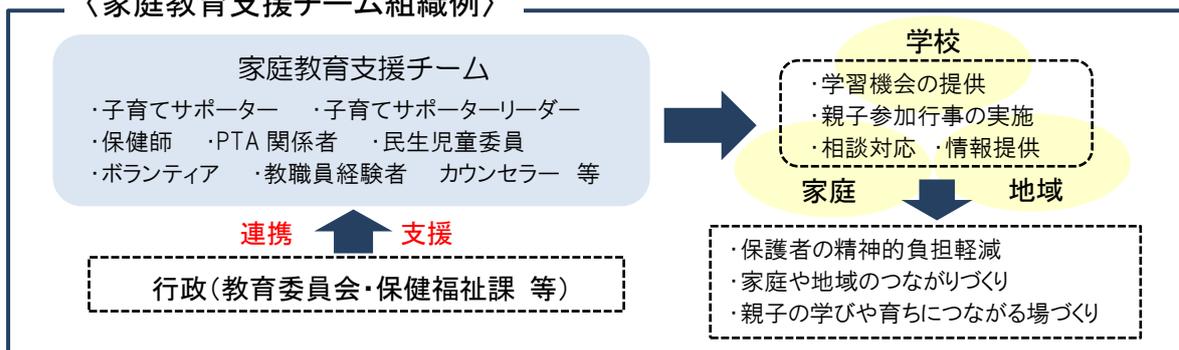
(2) 家庭教育支援活動

改善のヒント① 家庭教育支援チームの組織化

県では、子育てサポーター、子育てサポーターリーダー等の身近で家庭教育を支援する人材を養成しています。

養成された方々の活動の場を広げ、複雑で多様な支援に対応するためには、家庭教育支援に関わる幅広い地域の方々（子育てサポーター・保健師・民生委員等）による**家庭教育支援チームの組織化**を図ることが有効です。

〈家庭教育支援チーム組織例〉



改善のヒント② アウトリーチ型支援の拡充

保護者や家庭等からの支援の要請を待っているだけでは、支援者の活動は広がりません。地域において、保護者や子育て中の親が集まる機会に、**支援者が積極的に出向いて学習機会を提供**することが重要です。

また、家庭教育支援の対象を、現在に保護者に限らず、**次代の親となる中・高校生へも広げていく**ことも必要です。

提供する学習プログラムとして、県では「**親のみちしるべ**」を作成しています。

【親のみちしるべ】 <https://www.pref.miyagi.jp/site/katei/oyanomanabi-index.html>

〈効果的な学習機会の場〉

- 就学時健康診断
- 乳幼児健康診断
- PTA による研修会
- 保育・授業参観
- 公民館等での子育て講座
- 中・高校生の学習の場

〈提供する学習例〉

- 「親のみちしるべ」を活用したワークショップ
- 子供の生活習慣づくり「はやね はやおき あさごはん」に関する講座
- インターネットやSNS等の有害情報対策

改善のヒント③ 親子参加型事業の実施

講座的な学習を通し、親として必要な知識や考え方を学ぶことも重要ですが、子供との具体的な活動や関わりの中で、親としての子供に対する声掛けや対応等を学習することがより効果的です。

親子の交流活動や親子参加型の行事を実施し、そのスタッフとして支援者が参画することで、親子の実情に応じた支援活動が可能となります。

(3) 地域活動

改善のヒント① 子供たちの参画による地域活動の充実

地域づくりを担う人材育成のために、**子供たちを共に地域をつくるパートナー**として、様々な地域課題の解決や地域おこしの取組に参画させることが大切です。推進のためには、学校教育課や地域振興所管課等との連携が必要です。

〈子供たちの企画による地域活動の活性化〉

【地域の課題】 地域のお祭りのマンネリ化・若者の参加者が少ない。

↓
活動の一部を子供たちの企画により実施

↓
新しい発想による事業の活性化・若者の参加者増加

〈子供たちの提案による地域おこし〉

子供たちを対象に「まちを元気にするワークショップ」の開催

↓
「子供たちの提案による地域おこしプロジェクト」の実施

・ 子供たちをキーパーソンに、多様な地域住民・団体によるプロジェクトチームを組織し、子供たちの提案を具現化

〈子供たちの地域貢献への促進〉「子どもハローワーク」－秋田県大館市－

「子どもハローワーク掲示板」を小・中学校に設置し、地域の企業や団体等の職場体験やボランティア情報を発信

↓
子どもたちは、保護者の同意を得て、学校を通じて事務局へ参加申込み

↓
市内の小・中学生が、学年や学校を越えて、地域の中で体験活動や地域貢献活動を実施

改善のヒント② 防災を核とした地域づくりの推進

地域づくりの推進に当たって、防災・減災活動を核とすることは、有効な手法のひとつとなります。取り組む際に、地域住民や学校、行政等の多様な主体がそれぞれ役割を果たしながら、連携・協働して実施することが必要となるからです。

また、地域が一体となった防災・減災活動を推進することは、**日常的な地域と学校・関係機関等との連携・協働体制の強化**につながります。

〈防災キャンプの実施〉－県が進める体験型防災教育プログラム－

地域の実情に応じて、下記のようなプログラムを組み合わせ、地域・学校・行政等が一体となった防災訓練、体験的な防災学習を実施し、「**地域防災力**」を高める。

【プログラム例】

- 防災マップづくり
- 救急対処法
- サバ飯体験
- 避難所設営・運営体験
- 避難所宿泊体験
- 夜間避難訓練
- 防災ゲーム(防災カルタ・防災ウォークラリー・避難所運営ゲーム)

(4) 放課後子ども教室

改善のポイント① 地域の多様な団体との連携

各地域で活躍している多様な団体と連携することは、子供たちの情操を豊かにするだけでなく、地域の良さに触れる機会にもなります。また、地域の方々との交流が深まり、安心・安全な地域づくりにもつながります。

【連携可能な団体例】

- みやぎ教育応援団登録団体（NPO や企業等）
- 地域の伝統芸能保存会
- 公民館のサークル 等

公民館の卓球サークルの方と卓球を楽しむといった活動もいいね。



改善のポイント② 若い力を生かす

◆ 大学との連携

各大学においては、学生のボランティア活動を推進するための「**ボランティアセンター**」の設置や学生が教室で得た知識を社会貢献活動として地域社会で実践する「**サービスラーニング**」が広がっています。

若い力を生かして、放課後子ども教室の活動をさらに活性化させましょう。

【宮城県の設置大学】 <https://www.daigaku-vc.info/大学ボラセンリスト/北海道-東北/宮城県/>

◆ 高校との連携

県内において、「**ボランティア部**」が設置される高校が増えてきました。高校生が、支援者として積極的に地域づくりに参画しています。

子供たちと年齢が近い高校生が、地域のお兄さんお姉さんとして子供たちと触れ合うことは、活動の活性化につながります。地域の高校に相談してみましよう。

◆ ジュニア・リーダーの参画

ジュニア・リーダーは、**子供会活動の支援や地域づくりに参画する年少ボランティア**であり、子供たちが楽しめるような若者ならではの遊びのスキルをたくさん持っています。

中高生が中心となっていることから、部活動等で平日の活動は難しいと思いますが、土日や長期休業中にジュニア・リーダーを活用してみましよう。

【各市町村のジュニア・リーダー】 <https://www.pref.miyagi.jp/site/katei/junior-index.html>

改善のポイント③ 放課後児童クラブとの連携

県では、放課後児童クラブとの**一体的な実施**を推奨しています。一体的に実施することで以下のようなメリットがあります。

- 活動内容が多様化し、充実が図られる。
- 異年齢・異学年交流などより多くの子供の中で交流させることができる。
- 放課後の子供たちの活動に関わるスタッフの交流が図られる。

同じ地域に放課後児童クラブが設置されている場合は、可能な範囲で、一体的なプログラムを実施してみましよう。

6 先進事例から学ぶ

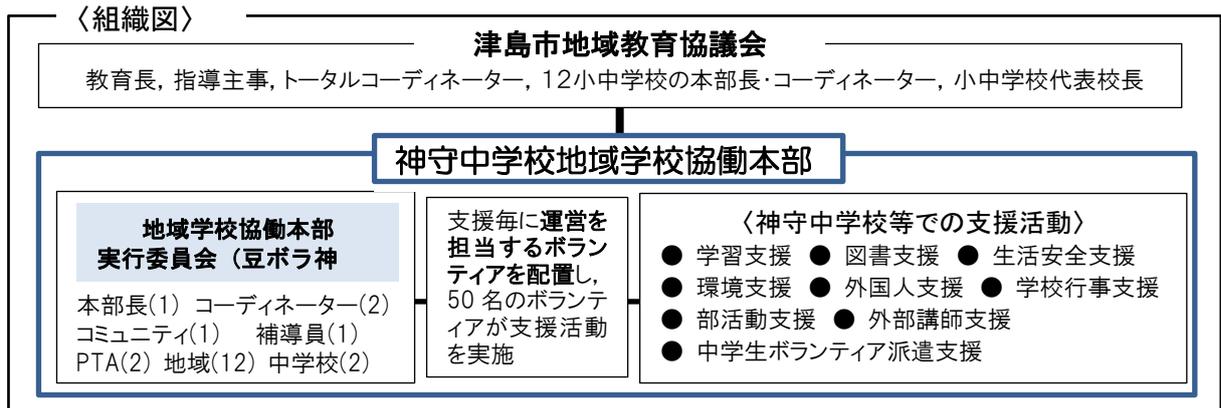
先進事例 ①

まめ かもり
豆ボラ神守(愛知県津島市立神守中学校地域学校協働本部)

1 取組の目的・経緯

学校を地域に開き、保護者以外の地域住民の協力を得るため、平成 22 年 10 月に、学校支援地域本部(豆ボラ神守)として発足した。

平成 28 年 7 月から、「学校支援地域本部」を「地域学校協働本部」とし、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子供を育てる体制を目指している。



2 主な取組の概要(平成 22 年度～現在)

● 寺子屋(月テラ・ドテラ)

月曜日の放課後(月テラ), 土曜日の午前(ドテラ)に, 大学生のボランティア, 退職教員を支援者として, 年間各 15～20 回ほどの学習支援を実施している。

中学生の参加者は学校が募集し, 大学生のボランティア募集はコーディネーターが行っている。

地域本部の活動を通して, サービス・ラーニングを経験した中学生が, 大学生ボランティアとなり, さらにボランティアとして携わった大学生が教員となって, 地域の教育力を積極的に受け入れている。 ※ このサイクルができるまで 6 年から 8 年かかった。



〈成果・効果〉

- ◆ 中学生 : 学習意欲の向上, 学力向上, 進路目標の実現, 悩み・不安の解消や心の安定
- ◆ 大学生ボランティア : 教員志望者の指導力向上 ◆ 学習支援スタッフ : 生きがいづくり

● 図書支援(図書ボラ)

平成 23 年度から, 学校で朝読書を実施する上で, 図書室の環境・運営上の課題を「図書ボラ」の支援により解決を図った。

〈図書室の課題〉

- ・ 古い本が多く, 新刊本が少ない。・ 使用頻度が少ない。
- ・ 読書に親しむには雰囲気暗い。
- ・ 開館時間が月・水・金の昼休み 10 分間

〈図書ボラによる支援〉

- ・ 火・木曜日の本の貸出
- ・ 本のバーコード化(6000 冊)
- ・ 本の廃棄(3000 冊廃棄)
- ・ 飾り付け, 読書啓発・紹介

〈成果・効果〉

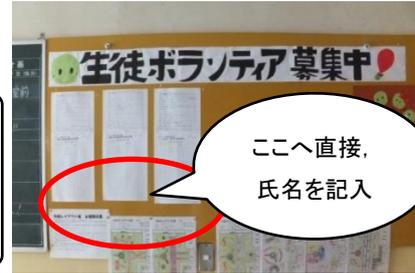
- ◆ 朝読書のスムーズな実施
- ◆ 図書室を利用する生徒の増加
- ◆ 図書室が大人とのコミュニケーションの場



● 中学生ボランティア活動(学校から地域へ)

20年後の地域住民のボランティア・スピリッツを醸成するために、**中学生による地域貢献活動(コミュニティサービス)**を活動に組み入れている。

次の震災に備え、地域の防災・減災の担い手育成という意味においても重要な取組としている。



〈年間延べ220名の生徒が地域ボランティアへ〉
朝のショートホームルームで募集開始を告げると、その日のうちに定員が埋まるなど、生徒は、学校への支援のお礼に、学校からも地域を支援したいという思いで活動に対して積極的である。

〈成果・効果〉

- ◆ 中学生の自己肯定感の高揚
- ◆ 地域での中学生に対する認識の変化
- ◆ 地域の将来への期待感の向上
- ※ 双方にとっての元気の素となる活動になっている。

● その他の支援

<p>学校行事支援<キャリア教育> 大学生等ボランティアと生徒とのしゃべり場の開催</p>	<p>外国からの転入生への日本語指導 増加する外国から転入した生徒への日本語指導を「ドテラ」で実施</p>
<p>不登校支援<「親の会(Be~Heart)」の開催> 元不登校だった中学生の母親が現不登校生徒の家族にアドバイスするなど、同じ悩みをもつ保護者への支援</p>	<p>環境支援 環境支援ボランティアによる校庭の芝生化や植栽作業</p>
<p>生活安全支援 生活安全ボランティアによる「あいさつ運動」「交通安全指導」「校内巡回活動」(警察署、少年補導委員、PTAと連携して実施)</p>	<p>「風と土の会」(先生と地域の交流会) 先生と地域住民の交流・情報交換の場として実施 「風」…何年かすると転任してしまう先生 「土」…ずっとその地区に住んでいる地域の人</p>

〈成果・効果〉

- ◆ 学校教育課題の改善(不登校・非行の減少)
- ◆ 地域を継承し、次代の地域づくりを担う人づくり
- ◆ 中学生を含めた住民の地域づくりを担う一員としての意識の向上

3 事務局の設置について

「学校の中に地域学校協働本部をつくる必要がある。」との考えから、**学校の空き教室を活用し、事務局を設置**している。

校内に事務局があることで、学校側の窓口との連携・調整がスムーズに進む。



〈事務局の状況〉

- ・外部出入口のカギ貸与(コーディネーター管理)
- ・365日24時間利用可能
- ・備品等—パソコン、コピー機、携帯電話、水回り、冷蔵庫

【先進事例から学ぶポイント】

- これまでの組織を基盤に「地域学校協働本部」と改名
- 学校の諸課題への対応を地域全体で支援するための多様な支援活動
- 中学生による地域貢献活動への支援
- 校内に、地域学校協働本部の事務局を設置



先進事例 ②

学校支援から地域創生へ発展

(高知県南国市立稲生^{いなぶ}小学校地域学校協働本部)

1 取組の目的・経緯

【平成17年度】

地域住民の心の拠り所である小学校を核として地域教育力の再構築を行うことを目的に、PTA 組織を基に、**PTCA 組織**として活動を開始

(※ PTCA 組織 - 通常の PTA に、C: 地域を意味するコミュニティを追加した組織)

【平成20年度】

「**学校支援地域本部事業**」に取り組み、地域と学校の連携がさらに活発化

【平成26年度】

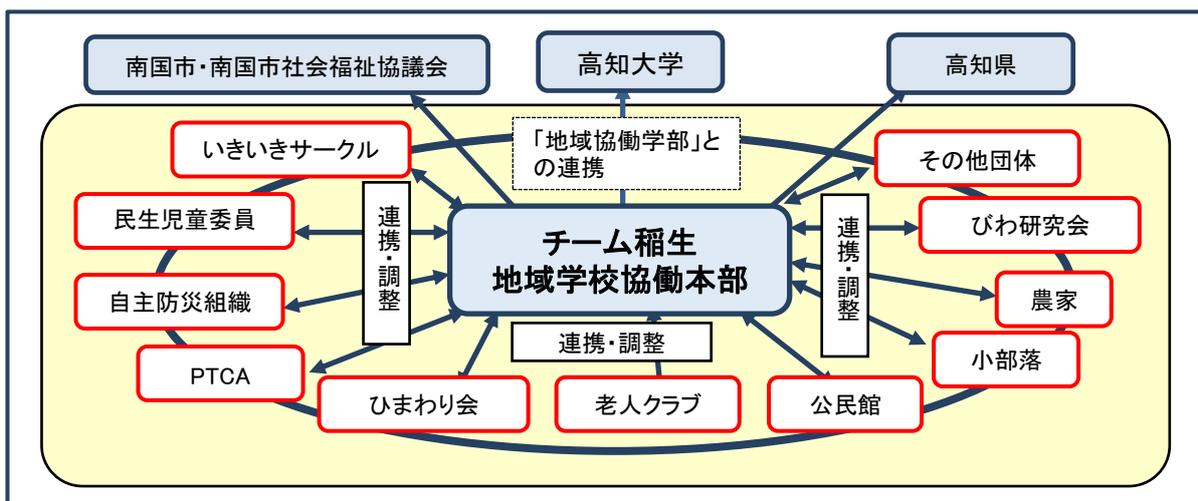
PTCA や学校支援に関わった地域住民が核となり、地域住民同士が互いに支え合い、生きがいのある地域づくりを目的とした「**チーム稲生**」が発足

【平成28年度】

国が示す「地域学校協働本部」の内容が「チーム稲生」の取組そのものであったことから、「**チーム稲生 = 地域学校協働本部**」として組織化

※ PTCA 組織とすることで、子供が卒業した後も会員の一人として、学校支援や地域づくりに継続して関わることが可能となり、このことが、若い世代の地域づくりへの参画と組織の発足、学校支援から地域支援への発展を目的とした「地域学校協働本部」への発展につながった。

〈組織図〉



2 主な取組の概要

● 食育の推進

ストーリー性のある食育行事に、年間を通して取り組み、それぞれの段階で、多様な地域住民が子供たちの活動に学校支援ボランティアとして深く関わっている。(玉ねぎ・米・芋・ゴーヤ等の栽培活動)



〈玉ねぎの栽培体験〉

苗 植 え 3年生が12月に、苗を植える。	収 穫 4年生が5月に収穫する。	袋 詰 め 5・6年生が重さを量って、袋に詰める。	販 売 6年生が地域の量販店で販売する。	福祉活動 売り上げを福祉団体に寄付する。	玉ねぎパーティー 地域の方を招いてパーティーを行う。
---------------------------------	----------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------------

活動毎に、多様な地域住民と関わり、全てのことがつながっていることを子供たちは体感する。

● 花育の推進

「花育」とは、花を教材に、生命や個性について子供たち自身が体験的に学ぶ地域と学校が連携・協働した教育活動である。

毎年、様々な花の栽培を通して、心豊かな子供の育成と学校の環境整備が図られている。

さらに、ふるさとの自然保護活動である「蛍の里づくり」に取り組むなど、「花育の輪」は、地域全体に広がり、**学校支援が地域づくりへと発展**している。



「蛍の里づくり」

● 早朝ラジオ体操

稲生小学校では、毎週の週明けに行われる全校朝礼において、地域の方々が子供たちと一緒にラジオ体操をしている。

「子供たちの姿勢が悪い。」という**学校課題**と、「地域の方に運動習慣を身に付けさせたい。」という**地域課題の双方の解決を図る**取組である。

地域の方々は、朝のウォーキングも兼ねて子供たちと一緒に登校し、朝礼で校長先生の話の聞き、ラジオ体操に参加する。



早朝ラジオ体操

● 絵本の読み合い

月に一度、ボランティアの高齢者と低学年の子供たちによる「絵本の読み合い」を実施している。読み聞かせのような一方通行ではなく、お互いに絵本を読み聞かす。

子供たちにとっては、読書習慣の確立、高齢者にとっては、脳の健康はもちろん子供たちとの触れ合いが生きがいつくりにつながるといった、**双方にとって効果がある活動**である。



絵本の読み合い

● その他の支援

- ・ 防災教育(地域と学校が連携した避難訓練・防災キャンプ)
- ・ 稲生の文化が薫る日(小学校の学習発表会と公民館の文化祭を合同で開催)
- ・ 地域文化の伝承(地域に残るカップ伝説の継承)
- ・ 情報発信(小学校の教育活動の内容を広報誌にまとめて地域に発信)

〈成果・効果〉

- ◆ 学校を核とした多様な活動が地域へと広がり、地域コミュニティの活性化につながった。
- ◆ 地域住民と直接ふれあう多様な体験を通して、子供たちに思いやりや愛郷心が育まれた。
- ◆ 子供たちと直接ふれあう活動を通して、地域住民の地域活動への参画意欲が高まった。

【先進事例から学ぶポイント】

- これまでの組織名に「地域学校協働本部」を追加
- 地域の多様な団体、行政、大学と連携した活動を充実
- 学校と地域双方にメリットがあるような活動の工夫
- 学校支援で培った地域の教育力を地域支援へと発展



7 参考資料

(1) ワークショップシート(例) -地域と学校の目標・課題の共有に向けて-

<p>地域と学校の連携・協働ワークショップ NO.1 テーマ「学校・地域への思いを共有しよう」</p> <p>1 自己紹介</p> <p>2 学校・地域のよさをさがそう</p> <p>(1) 学校自慢</p> <p>(2) 地域自慢</p> <p>3 学校の思いを知ろう</p> <p>(1) こんな学校にしたい</p> <p>(2) こんな子供たちを育みたい</p>	<p>4 地域の思いを知ろう</p> <p>(1) こんな地域になればいいな</p> <p>(2) どんな地域の子供を育みたいか</p> <p>5 それぞれの思いをまとめよう</p> <p>(1) 共通の思いは何か (双方で大切にしたい思い)</p> <p>(2) その中で、地域と学校が連携・協働して取り組むことで実現できるものは何だろう</p> <p>6 ふりかえり</p>
--	---

<p>地域と学校の連携・協働ワークショップ NO.2 テーマ「共通の思いを活動につなげよう」</p> <p>1 前回の振り返り</p> <p>2 共通の思いの実現に向けて、できることを考えよう</p> <p>(1) 学校の現状の取組を見直そう</p> <ul style="list-style-type: none">・ やってみたいこと・ やってほしいこと <p>(2) 新たな取組を考えよう</p> <ul style="list-style-type: none">・ やってみたいこと・ やってほしいこと	<p>3 できることを仕分けしよう</p> <p>(1) すぐ取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none">・ それぞれに取り組むこと・ 連携・協働して取り組むこと <p>(2) 来年度から取り組むこと</p> <ul style="list-style-type: none">・ それぞれに取り組むこと・ 連携・協働して取り組むこと <p>(3) 来年度以降の取組に向けて検討すること</p> <p>4 ふりかえり</p>
---	---

(2) 学校の教育計画への位置付け（例）

① 地域学校協働活動全体計画

地域学校協働活動全体計画

〇〇市立〇〇小学校

【目指す児童像】	【学校教育目標】 豊かな心を育み.....	【地域・保護者・教師のねがい】												
【児童の実態】	【地域学校協働活動推進目標】 (例) 学校教育目標を踏まえ、地域と学校が連携・協働した教育活動・地域活動の推進を通して、これからの地域づくりの担い手となる児童に、ふるさとへの愛着心とともに、協働して課題を解決する力を育む。	【地域の実態】												
【各学年の重点事項】 1学年 — 地域の方々との交流を深め、直接的な体験を通して、地域のよさを実感させる。 2学年 —														
【地域と連携・協働した主な教育活動等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">活動名</th> <th style="width: 50%;">連携・協働の内容</th> <th style="width: 30%;">ボランティア・関係団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習支援</td> <td>※ 年間活動計画による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境整備作業</td> <td>除草や植栽、植木の剪定</td> <td>・老人会 ・婦人会 ・自治会</td> </tr> <tr> <td>読書活動支援</td> <td>図書館の環境整備・読み聞かせ</td> <td>・読み聞かせサークル</td> </tr> </tbody> </table>			活動名	連携・協働の内容	ボランティア・関係団体等	学習支援	※ 年間活動計画による		環境整備作業	除草や植栽、植木の剪定	・老人会 ・婦人会 ・自治会	読書活動支援	図書館の環境整備・読み聞かせ	・読み聞かせサークル
活動名	連携・協働の内容	ボランティア・関係団体等												
学習支援	※ 年間活動計画による													
環境整備作業	除草や植栽、植木の剪定	・老人会 ・婦人会 ・自治会												
読書活動支援	図書館の環境整備・読み聞かせ	・読み聞かせサークル												

○ 地域との連携・協働によって充実を図る主な教育活動を記入する。

② 地域学校協働活動年間活動計画

	4月	5月	6月	7月	9月
1年	〈生活〉 花の球根植え (支援者情報)				
2年	〈生活〉 野菜の苗植え (支援者情報)	〈生活〉 町たんけん (支援者情報)			
3年	〈総合〉 野菜の苗植え (支援者情報)				
4年					
5年					
6年	〈総合〉 じゃがいも植え (支援者情報)				
特支	〈生単〉 買い物学習 (支援者情報)				
行事等	朝の街頭指導 (支援者情報)		プール清掃補助 (支援者情報)		

○ 学年毎に、いつ、どんな活動を、どんな方々と連携・協働して実施するかが分かるように、年間の活動を一覧にする。
○ 随時修正したり、追加したりしながら、継続して活用できる計画を作成する。

(4) 地域学校協働本部設置要綱（例）

〇〇小学校区地域学校協働本部設置要綱

<目的>

第1 〇〇市立〇〇小学校区内における，地域が一体となって子供を育てる体制を整備し，学校の教育方針・目標に基づいた地域と学校が連携・協働した教育活動（地域学校協働活動）を行い，教育の充実に努めることを目的とする。

<名称>

第2 本会は〇〇小学校地域学校協働本部（以下「地域学校協働本部」とする）と称する。

<組織>

第3 地域学校協働本部は以下で構成する。

- (1) 地域学校協働活動推進員（1名）
- (2) 地域コーディネーター（4名） ※ 各活動の核となるボランティア
- (3) 地域連携担当（1名）

<事務局>

第4 地域学校協働本部の事務局は，〇〇地区公民館内（〇〇市〇〇町〇-〇）に置く。

<役割>

第5 地域学校協働本部を構成するそれぞれの役割は以下のとおりとする。

- (1) 地域学校協働活動推進員
市教育委員会及び学校の方針を踏まえ，地域コーディネーターと連絡・調整を図りながら，学区内における一体的・効果的な地域学校協働活動の推進を図る。
- (2) 地域コーディネーター
地域連携担当と連絡・調整を図りながら，学校ニーズと地域住民の思いをつなげ，学区内における地域住民がボランティアとして参画する教育活動を推進する。
- (3) 地域連携担当
地域の支援や参画について，学校ニーズを取りまとめるとともに，地域コーディネーターと連携しながら，地域と連携・協働した教育活動を推進する。

<選任>

第6 地域学校協働本部を構成するそれぞれの選任は以下のとおりとする。

- (1) 地域学校協働活動推進員は，市教育委員会が委嘱する。
- (2) 地域コーディネーターは学校長の推薦に基づき，市教育委員会が決定する。
- (3) 地域連携担当は，〇〇小学校の校務分掌に位置付けられた教職員が当たる。

<事業>

第7 地域学校協働本部は，第1条の目的を達成するため，以下の活動を行う。

- (1) 学校支援活動
- (2) 家庭教育支援活動
- (3) 地域活動
- (4) 放課後子ども教室
- (5) その他，第1条の目的を達成するために必要な事業

<会議>

第8 地域学校協働本部は，構成員（地域学校協働活動推進員，地域コーディネーター，地域連携担当）及びPTA会長，学校関係者（校長・教頭等），ボランティア代表，地域関係団体代表等による推進会議を年2回開催し，活動の企画・立案，評価・検証を行う。

<会計>

第9 本会の経費は市の補助金をもって充てる。

2 本会の会計年度は4月1日に始まり翌3月31日に終わる。

<保険>

第10 活動中のボランティア等事故に対しては，〇〇市社会福祉協議会のボランティア保険にて対応する。

<遵守事項>

第11 本会は政治活動・宗教活動・営利目的の活動を行わず，またこれを利用しない。

2 児童・その他関係者の個人情報保護に万全を期するものとし，事業の実施を通じて知り得た情報等については，外部に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は，平成29年〇月〇日から施行する。

(5) 地域学校協働活動推進員設置要綱（例）

〇〇市地域学校協働活動推進員設置要綱

〈趣旨〉

第1条 この要綱は、社会教育法第九条の七第一項に基づき〇〇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

〈目的〉

第2条 推進員は、社会教育法第五条第二項に基づく地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校間の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の支援を行う。

〈設置〉

第3条 教育委員会は、〇〇市立の各小・中学校区（以下「学校区」という。）に推進員を置くことができる。

〈定数〉

第4条 推進員の数は、各学校区〇名程度を原則とする。ただし、同一の推進員が複数の学校区を担当することを妨げない

〈資格及び委嘱〉

第5条 推進員の委嘱は、次の各号の全ての資格要件に該当する者のうちから、当該学校区の学校長及び公民館長の推薦により、教育委員会がこれを行う。

- (1) 地域において社会的信望がある者
- (2) 地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者

〈委嘱期間及び解職〉

第6条 推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 教育委員会は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められる場合
- (2) その他推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

〈職務〉

第7条 推進員の職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 地域の教育課題解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動
- (2) 地域・学校の教育活動への支援や企画、参加促進に関する活動
- (3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動
- (4) その他推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

〈服務〉

第8条 推進員は、次の各号に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

- (1) 法令及びこの要綱等に従い、かつ、教育委員会の施策に基づき職務を遂行しなければならない。
- (2) その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

〈秘密の保持〉

第9条 推進員は、教育委員会又は学校の許可があった場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

〈事務局〉

第10条 推進員の庶務は、教育委員会〇〇〇課において処理する。

〈費用弁償等〉

第11条 推進員が活動に要する経費、またはその他の経費については、別途定める。

〈委任〉

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年〇月〇日から施行する。

※ 地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き(文部科学省生涯学習政策局社会教育課)から引用

(6) 危機・安全管理, 個人情報管理対策資料

① 危機・安全管理対策のチェックリスト

活動及び放課後子ども教室の運営に当たって, 子供たちの危機・安全管理対策として, 次のような項目が整備されているか確認することが必要です。

チェック	項目
<input type="checkbox"/>	活動に当たり, 安全管理の責任者は明確になっているか。
<input type="checkbox"/>	活動に参加する児童・生徒, ボランティアの保険への加入はなされているか。
<input type="checkbox"/>	活動場所における緊急時の避難経路は確保されているか。
<input type="checkbox"/>	緊急時の連絡体制(保護者への引き渡し方法等を含む)は構築されているか。
<input type="checkbox"/>	参加する児童・生徒の健康状態, アレルギー等の把握と対応方法は適切か。
<input type="checkbox"/>	日常的に活動する施設や備品について, 定期的または必要に応じて, 安全点検を実施しているか。
<input type="checkbox"/>	コーディネーターや放課後子ども教室を運営するスタッフを対象に, 危機管理等に関する定期的な研修等を実施しているか。 ・ 地震・火災・不審者・弾道ミサイル等の対応 ・ 避難誘導及び引き渡しの方法 ・ 感染症対応(吐瀉物の処理の仕方 等) ・ 食中毒対策 ・ 熱中症対応 等
<input type="checkbox"/>	放課後子ども教室等, 年間を通じた活動に参加する児童を対象とした避難訓練(地震・火災・不審者・弾道ミサイル等)を実施しているか。
<input type="checkbox"/>	活動において, 応急手当に必要な薬品等は整備されているか。
<input type="checkbox"/>	上記の内容が網羅された安全マニュアルが作成されているか。

② ボランティアの心得(守秘義務・個人情報保護・体罰の禁止・子供の人権保護 等)

ボランティアとして, 地域住民の方々子供たちと接する場合, 次のような点を理解するとともに, 遵守することが求められます。

- 活動を通して知り得た子供等の秘密(個人情報)については, 他の人に話すなど, 決して外部に漏らしてはいけません。
- 子供たちの個人情報の持ち出しやデータ管理の不備により, 情報が流出するようなことがあってはいけません。
- 活動を通して知り得た子供等の秘密(個人情報)を, 私的に利用することがあってはいけません。
- 体罰は決して加えてはいけません。
- 政治・宗教・営利目的の活動を行ってはいけません。
- 子供たちをえこひいきしてはいけません。公正・公平に接しましょう。
- ジェンダーに基づく偏見や不平等がないよう言動には注意しましょう。
- 学校や先生方への批判を, 子供たちの前で決して言ってはいけません。
- 友だちの悪口やいじめ(人権に関わること), 命にかかわる言動については, 毅然とした態度で注意しましょう。
- 活動の中で気が付いた点は, 遠慮せずに学校や教育委員会等に報告しましょう。

※ ジェンダー・・・社会的性差(男はこうあるべき, 女はこうあるべき)

8 参考情報（関係法規・国及び県の施策等）

（1）社会教育法（昭和24年法律207号，最終改正平成29年法律第5号）抜粋

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は，社会教育に関し当該地方の必要に応じ，予算の範囲内において，次の事務を行う。

一～十二（略）

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し，学校の授業の終了後又は休業日において学校，社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関する事。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動，自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。削除

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校，社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事。

十六～十九（略）

2 市町村の教育委員会は，前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たって，地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう，地域住民等と学校との連携協力体制の整備，地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 都道府県の教育委員会は，社会教育に関し，当該地方の必要に応じ，予算の範囲内において，前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか，次の事務を行う。

一～五（略）

2 前条第二項の規定は，都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

第九条の七 教育委員会は，地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため，社会的信望があり，かつ，地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから，地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は，地域学校協働活動に関する事項につき，教育委員会の施策に協力して，地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに，地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

※ 社会教育法に関するQ & A

<http://manabi-mirai.mext.go.jp/kyodo/law.html#container>

(2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和31年法律第162号、最終改正平成29年法律第5号) 抜粋

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
- 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- 四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

(3) 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (答申) (中教審108号) 抜粋

1 地域における学校との協働体制の目指す姿

(1) 今後の方向性—連携・協働と総合化・ネットワーク化—

今後、国全体として、各地域を支援しつつ、目指すべき整備の方向性は、第一に、第1章第2節で既に述べたとおり、地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、そのことを通じて共にこれからの地域を創るという理念に立つことである。「支援」を超えて、目的を共有し長期的な双方向性のある展望を持った「連携・協働」に向かうことを目指す。

第1章第1節でも述べたように、地域の人的・物的資源を活用するなど、学校教育の目指すところを社会と共有・連携しながら実現する必要がある。例えば、郷土学習の場合は、地域住民と学校とが相互に知識と経験、物や施設を提供し合って教育活動を行うことが望ましい。その際、話合いの過程と継続的な実施を通じて、地域の伝統文化の継承者が生まれ、地域の持続・発展の芽が育つこととなる。さらに、地域住民が「学び」を通じて子供たちや学校と新たな関係を作り、それぞれで考え、成長していくことが期待できる。

また、これらの学習については、基礎的な教育を学校の授業でも行った上で、放課後や土曜日における社会教育の場で更に発展的な活動を行うことも考えられる。これは、学校教育と社会教育の連携によって学びを深める一例である。また、地域住民の身近な学習・交流の場である公民館等の社会教育施設には、多様な人々が集い、地域活動の歴史やノウハウが集積されており、世代間の絆をつなぐ協働の場の一つとして期待される。

第二に、活動やコーディネート機能のつながりを深めることが重要である。地域によっては、既に、授業への地域人材の協力、放課後子供教室、土曜学習、親子が参加する地域行事等を複数のコーディネーターが手分けしながら一体の組織で企画・実施している例がある。地域でどのような子供たちを育てていくのか、どのような地域を創っていくのかという目標・ビジョンについて熟議を行いながら、多様な活動の違いを超えて総合的な運営を進めることにより、地域の人的なネットワークが広がり、協力体制が手厚くなると考える。

このように、活動を広げながら、学校・地域社会それぞれの特性を生かした「連携」と、共通の目標に向かって相互に意見を交わしつつ、それぞれの資源を最適に組み合わせて達成を目指す「協働」の双方の、地域における基盤となる体制が今後の教育には必要である。そのためには、従来の学校支援地域本部活動や放課後子供教室等の個別の取組を有機的に結び付けていくことが必要である。

このように、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指し、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて「地域学校協働活動」と総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域が学校と協働する枠組みとして、「地域学校協働本部」に発展させていくとを提言する。

※ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域と連携・協働の在り方と今後の推進方策について (中央教育審議会答申 186号)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1365761.htm

(4) 第2期宮城県教育振興基本計画～志を育み、復興から未来の創造へ～

(平成29年3月 宮城県教育委員会) 抜粋

目標 4 学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる。

基本方向9 家庭・地域・学校が連携・協働して子供を育てる環境づくり

<方向性>

- ・ 家庭は、子供たちの健やかな育ちの基盤であり、基本的な生活習慣や自立心を育み、心身の調和の取れた発達のために重要な役割を果たすものです。また、家庭教育は全ての教育の出発点であることから、家庭の自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を支える環境づくりを進めます。
- ・ 家庭・地域・学校の協働の取組を行政がしっかりと支える「みやぎの協働教育」を更に充実・発展させ、家庭・地域・学校が連携・協働して、安全で安心して子供を育てる環境づくりを進めます。
- ・ これらの取組を進めるに当たっては、特に学校が持つ本来の役割を十分に果たせるよう、家庭・地域・学校が目的を共有しながら、より強い信頼関係のもとで、それぞれの役割を適切に果たすことができるよう支援します。

(1) 家庭の教育力を支える環境づくり【重点的取組13】 (略)

(2) 地域と学校の新たな連携・協働体制の推進【重点的取組14】

- ・ 本県が取り組んできた協働教育を更に推進し、地域と学校が連携・協働のもと、一体となって子供を育む「地域学校協働活動」の推進と、活動を支える「地域学校協働本部」の組織化を進めます。
- ・ 地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域と共にある学校」(コミュニティ・スクール)を推進します。
- ・ 地域に開かれた魅力ある学校づくりを進める上で、みやぎ教育応援団などを活用しながら、地域の人々や保護者の学校ボランティアなどへの参加を広げるとともに、PTA活動などを通じて教育についての相互理解を深め、家庭・地域・学校のより良い関係づくりを進めます。

(3) 子供たちが安全で安心できる環境づくり (略)

※ 第2期宮城県教育振興基本計画 ～志を育み、復興から未来の創造へ～
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyou-kikaku/kihonkeikaku2.html>

(5)「みやぎの協働教育」の今後のあり方（意見書）

（平成 27 年 10 月 みやぎの協働教育に係る懇話会）抜粋

2 これからの「みやぎの協働教育」が目指す方向性

(1) コミュニティづくり・地域おこしの核となる協働教育の推進

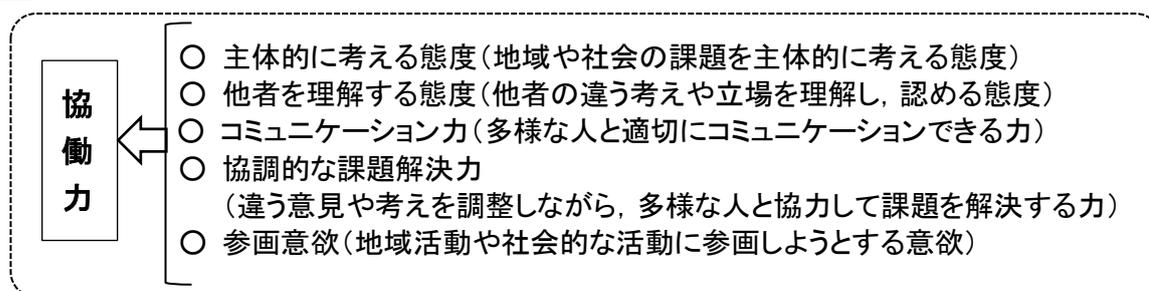
東日本大震災以降、本県においては、コミュニティの再生・地域創生が大きな課題となっている。その解決には、住民が地域の様々な課題について主体的に考え、地域が一体となって、解決に向けた取組や地域おこしにつながる活動を積み上げていくことが必要である。

そのためには、「自らが地域の構成員であり、担い手である」という、子ども・若者を含めた地域住民一人一人の意識を高めていかなければならない。

このようなことから、コミュニティづくり・地域おこしの視点で協働教育が果たす役割を見直し、さらには、これまで協働教育が育んできた学びを核とした人間関係や組織・地域人材を有効活用しながら、地域課題の解決に向けた住民の協働する力を育てていくことが重要であると考え、以下の方策を提案する。

① 「協働力」の育成

コミュニティづくりや地域おこしを進めるためには、「地域課題に対して主体的に働き掛け、多様な人々と協働しながら課題を解決する力」が地域住民に求められる。本意見書では、この力を「協働力」と呼ぶ。具体的には、次のような態度や力、意欲を総合したものと捉える。



協働教育の仕組みを生かした学習や地域活動において、この「協働力」を子どもたちに育てていくことが、今後の地域づくりを担う人材の育成につながる。

これまでの「みやぎの協働教育」における学校教育支援は、学校側にとっては、教育活動を活性化し学習目標を達成するための手段であり、地域住民にとっては、学びを生かす機会の拡充と自己実現の場の創出のための手段であったが、これからは、子どもたちの「協働力」を育成するという共通の目標をもつことが必要である。

そのためには、学校における「志教育」や道徳教育等の様々な教育活動や地域活動において、地域の課題を自分たちの課題として捉え、多様な人と協働しながら解決していくプログラムの開発とその普及を図ることが必要である。子どもたちは、その学習活動を通して、地域への理解と愛着心、地域を誇りに感じる心を育みながら「協働力」を向上させていくことになる。

ここで、プログラム開発と普及の担い手になるのは、学校の協働教育担当教員であり、各市町村の社会教育主事及び社会教育関係職員、地域のコーディネーターである。協働教育の活動を行う際の学校と地域のそれぞれの目標を大切にしながら、「協働力」の育成という共通の目標を掲げて、地域の教育資源を有効に活用するプログラムを連携して創り上げていくことが大切である。

この「協働力」は、これからのコミュニティづくり・地域創生に向け、大きな力になる。

※ 「みやぎの協働教育」の今後のあり方（意見書）

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kyodo/h27kensyukai.html>

おわりに

本冊子は、文部科学省が作成した「地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン」から必要な内容を抜粋し、「これまでの『みやぎの協働教育』の取組を基盤として、いかに地域学校協働活動へと発展させていくか。」という視点で再構成したものです。

地域学校協働活動や地域学校協働本部の内容、推進にかかわる多様な主体が担う役割、そして推進イメージ等について、経験の浅い地域コーディネーターや地域連携担当、行政担当者の方々にも御理解いただけるよう、できるだけ具体例を示しながらまとめました。

ぜひ、参考としていただきながら、これからのふるさと宮城を担う人材育成や地域コミュニティの再生に向けて、各市町村における「地域学校協働活動」がさらに充実するとともに、「地域学校協働本部」の組織化が促進されますことを期待いたします。

宮城県教育庁生涯学習課

課長 新妻直樹

【参考・引用】

- ◆ 地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン（文部科学省）
- ◆ 地域と学校の連携・協働の推進に向けた参考事例集
（文部科学省 生涯学習政策局・初等中等教育局）
- ◆ 地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引き
（文部科学省生涯学習政策局社会教育課）
- ◆ 地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当職員の育成研修ハンドブック（国立教育政策研究所社会教育実践センター）

【資料提供・協力】

- ◆ 愛知県津島市立神守中学校（豆ボラ神守）
津島市学校支援地域本部トータルコーディネーター 梶村 明人 氏
- ◆ 高知県南国市立稲生小学校地域学校協働本部
南国市立稲生ふれあい館顧問 前田 学浩 氏

はじめよう！「地域学校協働活動」

～「みやぎの協働教育」が目指す新たな地域と学校の連携・協働に向けて～

平成29年11月 発行

発行 宮城県教育委員会

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

TEL 022-211-3690 FAX 022-211-3697

※ この冊子は、宮城県教育庁生涯学習課ホームページに掲載していますので御活用ください。
(<https://www.pref.miyagi.jp/site/kyodo/issuelist.html>)